

F1	F2	F3	F4	F5	F6
T		$\frac{3}{10}I$	I		

収 支 の 状 況

全団体必要

(その2)

注意：収支がない団体にあっても、本表と表（その17）及び表（その20）は提出しなければならない。

1 収支の総括表

		十億	百万	千	円
(1) 収 入 総 額 (①+②)			18	554	771
① (前年からの繰越額)			2	844	981
② (本年の収入額 = A+ B+ C+ D+ E+ F+ G)			15	709	790
(2) 支 出 総 額 (表(その13-1)の合計額)			15	587	322
(3) 翌 年 へ の 繰 越 額 ((1)-(2))			2	967	449

2 収入項目別金額の内訳

※収支がない場合であっても、上記の表の欄にはすべて記入すること。→↑

(1) 個人の負担する党費又は会費

金 額 A	十億	百万	千	円
員 数				人

(2) 寄 附

ア 寄 附（イを除く。）の 区 分	金 額				備 考	
	十億	百万	千	円		
(ア) 個 人 か ら の 寄 附			760	000	内訳を表(その7-1)へ記載すること。	
[う ち 特 定 寄 附]						
(イ) 法 人 そ の 他 の 団 体 か ら の 寄 附			14	699	790	内訳を表(その7-2)へ記載すること。
(ウ) 政 治 団 体 か ら の 寄 附						内訳を表(その7-3)へ記載すること。
----- 小 計 (ア) + (イ) + (ウ)			15	459	790	(ア)～(ウ)の小計を記載すること。
[寄附のうち寄附のあつせんによるもの]						内訳を表(その8)へ記載すること。
イ 政 党 匿 名 寄 附						内訳を表(その9)へ記載すること。
合 計 B (ア + イ)			15	459	790	

※「特定寄附」とは、候補者等が、政党から受けた政治活動用資金を自己の資金管理団体に寄附したものをいう。

※「政党匿名寄附」とは、政党が街頭や講演会等で受けた一件千円以下の寄附をいう。

全団体必要

(その5)

(5) 本部又は支部から供与された交付金に係る収入							
交付金を供与した本部又は支部の名称	金 額				年月日	主たる事務所の所在地	備 考
	十億	百万	千	円			
自由民主党千葉県第一選挙区支部			250,000		R6.1.4	千葉県千葉市中央区中央4-13-31 高嶋ビル101	
こ の 頁 の 小 計			250,000				
合 計			250,000				

(その7-1) 個人

(7) 寄附の内訳(個人)				寄附者の区分	個人	
寄附者の氏名	金額			年月日	住所	職業備考
小山 博史	十億	百万	千円 240,000		東京都港区六本木1-5-3-2903	会社役員
(内訳)			20,000	R6. 1. 4		
			20,000	R6. 2. 1		
			20,000	R6. 3. 1		
			20,000	R6. 4. 1		
			20,000	R6. 5. 1		
			20,000	R6. 6. 3		
			20,000	R6. 7. 1		
			20,000	R6. 8. 1		
			20,000	R6. 9. 2		
			20,000	R6. 10. 1		
			20,000	R6. 11. 1		
			20,000	R6. 12. 2		
この頁の小計			240,000	→ ※ 下記注意(1)参照。 → ※ 数ページに及ぶ場合には、最後のページにのみ「合計」を記入すること。		
その他の寄附						
合計						

注意(1)年間5万円以下の寄附を受けた場合には、合算して「その他の寄附」欄に記載してもさしつかえない。

ただし、租税特別措置法の規定の適用を受けたい場合は、寄附者ごとに記載すること。

(2)同一の者から寄附を数回受けている場合には、必ず最初に合計額を記載し、次の行からその内訳を記載すること。

(3)候補者等が政党から受けた政治活動用資金を自己の資金管理団体に寄附した場合(「特定寄附」)には、氏名の前に(特)と記載すること。

(4)遺贈によってする寄附については、「備考」欄に「遺贈」と記載すること。

(その7-1) 個人

(7) 寄附の内訳 (個人)				寄附者の区分	個人	
寄附者の氏名	金額			年月日	住所	職業備考
中村 将一	十億	百万	千円		千葉県市川市妙典1614-3	会社役員
			240,000			
(内訳)			20,000	R6. 1. 26		
			20,000	R6. 2. 26		
			20,000	R6. 3. 25		
			20,000	R6. 4. 25		
			20,000	R6. 5. 24		
			20,000	R6. 6. 28		
			20,000	R6. 7. 25		
			20,000	R6. 8. 23		
			20,000	R6. 9. 25		
			20,000	R6. 10. 25		
			20,000	R6. 11. 25		
			20,000	R6. 12. 25		
大野 淳史			240,000	R6. 2. 19	千葉県千葉市花見川区幕張本郷5-4-7	会社役員
この頁の小計			480,000	→ ※ 下記注意(1)参照。 → ※ 数ページに及ぶ場合には、最後のページにのみ「合計」を記入すること。		
その他の寄附			40,000			
合計			760,000			

注意(1)年間5万円以下の寄附を受けた場合には、合算して「その他の寄附」欄に記載してもさしつかえない。

ただし、租税特別措置法の規定の適用を受けたい場合は、寄附者ごとに記載すること。

(2)同一の者から寄附を数回受けている場合には、必ず最初に合計額を記載し、次の行からその内訳を記載すること。

(3)候補者等が政党から受けた政治活動用資金を自己の資金管理団体に寄附した場合(「特定寄附」)には、氏名の前に(特)と記載すること。

(4)遺贈によってする寄附については、「備考」欄に「遺贈」と記載すること。

(その7-2) 法人その他の団体 (政治団体からの寄附は、次ページの表(その7-3)へ記載すること。)

政党(支部)用

(7) 寄 附 の 内 訳 (法人その他の団体)				寄 附 者 の 区 分		法人その他の団体	
団 体 の 名 称	金 額			年 月 日	主 たる 事 務 所 の 所 在 地	代表者の氏名	備 考
	十億	百万	千 円				
池田工建(株)			110,000		千葉県千葉市中央区市場町3-1	池田 喜美夫	
(内 訳)			10,000	R6.1.5			
			10,000	R6.2.5			
			10,000	R6.3.5			
			10,000	R6.4.5			
			10,000	R6.6.5			
			10,000	R6.7.5			
			10,000	R6.8.5			
			10,000	R6.9.5			
			10,000	R6.10.7			
			10,000	R6.11.5			
			10,000	R6.12.5			
こ の 頁 の 小 計			110,000				
そ の 他 の 寄 附							→ ※ 下記注意(2)参照。
合 計							→ ※ 数ページに及ぶ場合には、最後のページにのみ「合計」を記入すること。

注意(1)本表は、政党(の支部)が使用するものである。

(2)年間5万円以下の寄附を受けた場合には、合算して「その他の寄附」欄に記載してもさしつかえない。

(3)寄附者が、政治資金規正法第22条の5第1項本文に規定する者であって同項ただし書きに規定する日本法人であるときは、備考欄に上場・外資50%超と記載すること。

(その7-2) 法人その他の団体 (政治団体からの寄附は、次ページの表(その7-3)へ記載すること。)

政党(支部)用

(7) 寄 附 の 内 訳 (法人その他の団体)					寄 附 者 の 区 分		法人その他の団体	
団 体 の 名 称	金 額				年月日	主たる事務所の所在地	代表者の氏名	備 考
	十億	百万	千	円				
池田建設工業(株)			240,000			千葉県千葉市美浜区真砂5-19-3	池田 潔	
(内 訳)			20,000	R6. 1. 31				
			20,000	R6. 2. 29				
			20,000	R6. 3. 29				
			20,000	R6. 4. 30				
			20,000	R6. 5. 31				
			20,000	R6. 6. 28				
			20,000	R6. 7. 26				
			20,000	R6. 8. 29				
			20,000	R6. 10. 1				
			20,000	R6. 10. 31				
			20,000	R6. 11. 28				
			20,000	R6. 12. 27				
こ の 頁 の 小 計			240,000	→ ※ 下記注意(2)参照。 → ※ 数ページに及ぶ場合には、最後のページにのみ「合計」を記入すること。				
そ の 他 の 寄 附								
合 計								

注意(1)本表は、政党(の支部)が使用するものである。

(2)年間5万円以下の寄附を受けた場合には、合算して「その他の寄附」欄に記載してもさしつかえない。

(3)寄附者が、政治資金規正法第22条の5第1項本文に規定する者であって同項ただし書きに規定する日本法人であるときは、備考欄に上場・外資50%超と記載すること。

(その7-2) 法人その他の団体 (政治団体からの寄附は、次ページの表(その7-3)へ記載すること。)

政党(支部)用

(7) 寄 附 の 内 訳 (法人その他の団体)				寄 附 者 の 区 分	法人その他の団体	
団 体 の 名 称	金 額			年月日	主たる事務所の所在地	代表者の氏名 備考
	十億	百万	千 円			
(株)アイ・テック			120,000		千葉県千葉市緑区古市場町474-113	石井 龍一
(内 訳)			10,000	R6. 1. 26		
			10,000	R6. 2. 28		
			10,000	R6. 3. 28		
			10,000	R6. 4. 26		
			10,000	R6. 5. 28		
			10,000	R6. 6. 28		
			10,000	R6. 7. 26		
			10,000	R6. 8. 26		
			10,000	R6. 9. 27		
			10,000	R6. 10. 28		
			10,000	R6. 11. 28		
			10,000	R6. 12. 27		
こ の 頁 の 小 計			120,000	→ ※ 下記注意(2)参照。 → ※ 数ページに及ぶ場合には、最後のページにのみ「合計」を記入すること。		
そ の 他 の 寄 附						
合 計						

注意(1)本表は、政党(の支部)が使用するものである。

(2)年間5万円以下の寄附を受けた場合には、合算して「その他の寄附」欄に記載してもさしつかえない。

(3)寄附者が、政治資金規正法第22条の5第1項本文に規定する者であって同項ただし書きに規定する日本法人であるときは、備考欄に上場・外資50%超と記載すること。

(その7-2) 法人その他の団体 (政治団体からの寄附は、次ページの表(その7-3)へ記載すること。)

政党(支部)用

(7) 寄 附 の 内 訳 (法人その他の団体)				寄 附 者 の 区 分	法人その他の団体	
団 体 の 名 称	金 額			年 月 日	主たる事務所の所在地	代表者の氏名 備考
	十億	百万	千 円			
(株)一隆興業			600,000		千葉県千葉市中央区矢作町407-3	山根 真一
(内 訳)			50,000	R6. 1. 5		
			50,000	R6. 2. 5		
			50,000	R6. 3. 5		
			50,000	R6. 4. 5		
			50,000	R6. 5. 7		
			50,000	R6. 6. 5		
			50,000	R6. 7. 5		
			50,000	R6. 8. 5		
			50,000	R6. 9. 5		
			50,000	R6. 10. 7		
			50,000	R6. 11. 5		
			50,000	R6. 12. 5		
こ の 頁 の 小 計			600,000			
そ の 他 の 寄 附						→ ※ 下記注意(2)参照。
合 計						→ ※ 数ページに及ぶ場合には、最後のページにのみ「合計」を記入すること。

注意(1)本表は、政党(の支部)が使用するものである。

(2)年間5万円以下の寄附を受けた場合には、合算して「その他の寄附」欄に記載してもさしつかえない。

(3)寄附者が、政治資金規正法第22条の5第1項本文に規定する者であって同項ただし書きに規定する日本法人であるときは、備考欄に上場・外資50%超と記載すること。

(その7-2) 法人その他の団体 (政治団体からの寄附は、次ページの表(その7-3)へ記載すること。)

政党(支部)用

(7) 寄 附 の 内 訳 (法人その他の団体)				寄 附 者 の 区 分		法人その他の団体	
団 体 の 名 称	金 額			年 月 日	主 たる 事 務 所 の 所 在 地	代表者の氏名	備 考
鵜沢建設(株)	十億	百万	千円		千葉県千葉市若葉区千城台1-38-1	鵜沢 朋生	
			360,000				
(内 訳)			30,000	R6. 1. 31			
			30,000	R6. 2. 29			
			30,000	R6. 3. 29			
			30,000	R6. 4. 30			
			30,000	R6. 5. 31			
			30,000	R6. 6. 28			
			30,000	R6. 7. 31			
			30,000	R6. 8. 30			
			30,000	R6. 9. 30			
			30,000	R6. 10. 31			
			30,000	R6. 11. 29			
			30,000	R6. 12. 25			
こ の 頁 の 小 計			360,000				
そ の 他 の 寄 附							→ ※ 下記注意(2)参照。
合 計							→ ※ 数ページに及ぶ場合には、最後のページにのみ「合計」を記入すること。

注意(1)本表は、政党(の支部)が使用するものである。

(2)年間5万円以下の寄附を受けた場合には、合算して「その他の寄附」欄に記載してもさしつかえない。

(3)寄附者が、政治資金規正法第22条の5第1項本文に規定する者であって同項ただし書きに規定する日本法人であるときは、備考欄に上場・外資50%超と記載すること。

(その7-2) 法人その他の団体 (政治団体からの寄附は、次ページの表(その7-3)へ記載すること。)

政党(支部)用

(7) 寄 附 の 内 訳 (法人その他の団体)				寄 附 者 の 区 分		法人その他の団体	
団 体 の 名 称	金 額			年 月 日	主たる事務所の所在地	代表者の氏名	備 考
	十億	百万	千円				
ウチ工業(株)			120,000		千葉県千葉市若葉区高根町981-7	宮本 幸雄	
(内 訳)			10,000	R6. 1. 31			
			10,000	R6. 2. 29			
			10,000	R6. 3. 29			
			10,000	R6. 4. 30			
			10,000	R6. 5. 31			
			10,000	R6. 6. 28			
			10,000	R6. 7. 31			
			10,000	R6. 8. 30			
			10,000	R6. 9. 30			
			10,000	R6. 10. 31			
			10,000	R6. 11. 29			
			10,000	R6. 12. 27			
こ の 頁 の 小 計			120,000	→ ※ 下記注意(2)参照。 → ※ 数ページに及ぶ場合には、最後のページにのみ「合計」を記入すること。			
そ の 他 の 寄 附							
合 計							

注意(1)本表は、政党(の支部)が使用するものである。

(2)年間5万円以下の寄附を受けた場合には、合算して「その他の寄附」欄に記載してもさしつかえない。

(3)寄附者が、政治資金規正法第22条の5第1項本文に規定する者であって同項ただし書きに規定する日本法人であるときは、備考欄に上場・外資50%超と記載すること。

(その7-2) 法人その他の団体 (政治団体からの寄附は、次ページの表(その7-3)へ記載すること。)

政党(支部)用

(7) 寄 附 の 内 訳 (法人その他の団体)				寄 附 者 の 区 分		法人その他の団体	
団 体 の 名 称	金 額			年 月 日	主たる事務所の所在地	代表者の氏名	備 考
(株)カト	十億	百万	千円		千葉県市原市五井中央南1-11-8	岡本 和也	
			240,000				
(内 訳)			20,000	R6. 1. 22			
			20,000	R6. 2. 20			
			20,000	R6. 3. 21			
			20,000	R6. 4. 22			
			20,000	R6. 5. 20			
			20,000	R6. 6. 20			
			20,000	R6. 7. 22			
			20,000	R6. 8. 20			
			20,000	R6. 9. 20			
			20,000	R6. 10. 21			
			20,000	R6. 11. 20			
			20,000	R6. 12. 20			
こ の 頁 の 小 計			240,000				
そ の 他 の 寄 附							→ ※ 下記注意(2)参照。
合 計							→ ※ 数ページに及ぶ場合には、最後のページにのみ「合計」を記入すること。

注意(1)本表は、政党(の支部)が使用するものである。

(2)年間5万円以下の寄附を受けた場合には、合算して「その他の寄附」欄に記載してもさしつかえない。

(3)寄附者が、政治資金規正法第22条の5第1項本文に規定する者であって同項ただし書きに規定する日本法人であるときは、備考欄に上場・外資50%超と記載すること。

(その7-2) 法人その他の団体 (政治団体からの寄附は、次ページの表(その7-3)へ記載すること。)

政党(支部)用

(7) 寄 附 の 内 訳 (法人その他の団体)				寄 附 者 の 区 分		法人その他の団体	
団 体 の 名 称	金 額			年 月 日	主たる事務所の所在地	代表者の氏名	備 考
かずさ総建(株)	十億	百万	千円		千葉県千葉市若葉区若松町531-50	大柳 昭	
			240,000				
(内 訳)			20,000	R6. 1. 25			
			20,000	R6. 2. 26			
			20,000	R6. 3. 25			
			20,000	R6. 4. 25			
			20,000	R6. 5. 27			
			20,000	R6. 6. 25			
			20,000	R6. 7. 26			
			20,000	R6. 8. 30			
			20,000	R6. 9. 25			
			20,000	R6. 10. 28			
			20,000	R6. 11. 29			
			20,000	R6. 12. 25			
こ の 頁 の 小 計			240,000				
そ の 他 の 寄 附							→ ※ 下記注意(2)参照。
合 計							→ ※ 数ページに及ぶ場合には、最後のページにのみ「合計」を記入すること。

注意(1)本表は、政党(の支部)が使用するものである。

(2)年間5万円以下の寄附を受けた場合には、合算して「その他の寄附」欄に記載してもさしつかえない。

(3)寄附者が、政治資金規正法第22条の5第1項本文に規定する者であって同項ただし書きに規定する日本法人であるときは、備考欄に上場・外資50%超と記載すること。

(その7-2) 法人その他の団体 (政治団体からの寄附は、次ページの表(その7-3)へ記載すること。)

政党(支部)用

(7) 寄 附 の 内 訳 (法人その他の団体)				寄 附 者 の 区 分	法人その他の団体	
団 体 の 名 称	金 額			年 月 日	主たる事務所の所在地	代表者の氏名 備 考
共和建設(株)	十億	百万	千 円		千葉県千葉市中央区若草1-16-11	澤田 潤
			240,000			
(内 訳)			20,000	R6. 1. 31		
			20,000	R6. 2. 29		
			20,000	R6. 3. 29		
			20,000	R6. 4. 30		
			20,000	R6. 5. 31		
			20,000	R6. 6. 28		
			20,000	R6. 7. 31		
			20,000	R6. 8. 30		
			20,000	R6. 9. 25		
			20,000	R6. 10. 31		
			20,000	R6. 11. 29		
			20,000	R6. 12. 30		
こ の 頁 の 小 計			240,000			
そ の 他 の 寄 附						→ ※ 下記注意(2)参照。
合 計						→ ※ 数ページに及ぶ場合には、最後のページにのみ「合計」を記入すること。

注意(1)本表は、政党(の支部)が使用するものである。

(2)年間5万円以下の寄附を受けた場合には、合算して「その他の寄附」欄に記載してもさしつかえない。

(3)寄附者が、政治資金規正法第22条の5第1項本文に規定する者であって同項ただし書きに規定する日本法人であるときは、備考欄に上場・外資50%超と記載すること。

(その7-2) 法人その他の団体 (政治団体からの寄附は、次ページの表(その7-3)へ記載すること。)

政党(支部)用

(7) 寄 附 の 内 訳 (法人その他の団体)				寄 附 者 の 区 分	法人その他の団体	
団 体 の 名 称	金 額			年 月 日	主たる事務所の所在地	代表者の氏名 備 考
	十億	百万	千 円			
(株)慶明			180,000		東京都港区麻布十番1-5-26-401	森田 昌之
(内 訳)			20,000	R6. 1. 31		
			20,000	R6. 2. 28		
			20,000	R6. 3. 29		
			20,000	R6. 4. 30		
			20,000	R6. 5. 31		
			20,000	R6. 6. 28		
			20,000	R6. 7. 31		
			20,000	R6. 8. 30		
			20,000	R6. 9. 30		
こ の 頁 の 小 計			180,000			
そ の 他 の 寄 附						→ ※ 下記注意(2)参照。
合 計						→ ※ 数ページに及ぶ場合には、最後のページにのみ「合計」を記入すること。

注意(1)本表は、政党(の支部)が使用するものである。

(2)年間5万円以下の寄附を受けた場合には、合算して「その他の寄附」欄に記載してもさしつかえない。

(3)寄附者が、政治資金規正法第22条の5第1項本文に規定する者であって同項ただし書きに規定する日本法人であるときは、備考欄に上場・外資50%超と記載すること。

(その7-2) 法人その他の団体 (政治団体からの寄附は、次ページの表(その7-3)へ記載すること。)

政党(支部)用

(7) 寄 附 の 内 訳 (法人その他の団体)				寄 附 者 の 区 分		法人その他の団体	
団 体 の 名 称	金 額			年 月 日	主 たる 事 務 所 の 所 在 地	代表者の氏名	備 考
	十億	百万	千 円				
(株)京葉工管			120,000		千葉県千葉市美浜区新港139-2	内藤 定雄	
(内 訳)			10,000	R6. 1. 23			
			10,000	R6. 2. 21			
			10,000	R6. 3. 22			
			10,000	R6. 4. 23			
			10,000	R6. 5. 21			
			10,000	R6. 6. 21			
			10,000	R6. 7. 23			
			10,000	R6. 8. 30			
			10,000	R6. 9. 24			
			10,000	R6. 10. 22			
			10,000	R6. 11. 21			
			10,000	R6. 12. 23			
こ の 頁 の 小 計			120,000	→ ※ 下記注意(2)参照。 → ※ 数ページに及ぶ場合には、最後のページにのみ「合計」を記入すること。			
そ の 他 の 寄 附							
合 計							

注意(1)本表は、政党(の支部)が使用するものである。

(2)年間5万円以下の寄附を受けた場合には、合算して「その他の寄附」欄に記載してもさしつかえない。

(3)寄附者が、政治資金規正法第22条の5第1項本文に規定する者であって同項ただし書きに規定する日本法人であるときは、備考欄に上場・外資50%超と記載すること。

(その7-2) 法人その他の団体 (政治団体からの寄附は、次ページの表(その7-3)へ記載すること。)

政党(支部)用

(7) 寄 附 の 内 訳 (法人その他の団体)				寄 附 者 の 区 分		法人その他の団体	
団 体 の 名 称	金 額			年 月 日	主たる事務所の所在地	代表者の氏名	備 考
孝和建商(株)	十億	百万	千円		千葉県千葉市中央区汐見ヶ丘16-12	小黒 剛	
			120,000				
(内 訳)			10,000	R6. 1. 31			
			10,000	R6. 2. 29			
			10,000	R6. 3. 29			
			10,000	R6. 4. 30			
			10,000	R6. 5. 31			
			10,000	R6. 6. 28			
			10,000	R6. 7. 31			
			10,000	R6. 8. 30			
			10,000	R6. 9. 30			
			10,000	R6. 10. 31			
			10,000	R6. 11. 29			
			10,000	R6. 12. 27			
こ の 頁 の 小 計			120,000				
そ の 他 の 寄 附							→ ※ 下記注意(2)参照。
合 計							→ ※ 数ページに及ぶ場合には、最後のページにのみ「合計」を記入すること。

注意(1)本表は、政党(の支部)が使用するものである。

(2)年間5万円以下の寄附を受けた場合には、合算して「その他の寄附」欄に記載してもさしつかえない。

(3)寄附者が、政治資金規正法第22条の5第1項本文に規定する者であって同項ただし書きに規定する日本法人であるときは、備考欄に上場・外資50%超と記載すること。

(その7-2) 法人その他の団体 (政治団体からの寄附は、次ページの表(その7-3)へ記載すること。)

政党(支部)用

(7) 寄 附 の 内 訳 (法人その他の団体)				寄 附 者 の 区 分		法人その他の団体	
団 体 の 名 称	金 額			年 月 日	主 たる 事 務 所 の 所 在 地	代表者の氏名	備 考
(株)佐藤工業	十億	百万	千 円		千葉県市原市五井2792-1-105	佐藤 智彦	
			120,000				
(内 訳)			10,000	R6. 1. 31			
			10,000	R6. 2. 29			
			10,000	R6. 3. 29			
			10,000	R6. 4. 30			
			10,000	R6. 5. 31			
			10,000	R6. 6. 28			
			10,000	R6. 7. 31			
			10,000	R6. 8. 30			
			10,000	R6. 9. 30			
			10,000	R6. 10. 30			
			10,000	R6. 11. 28			
			10,000	R6. 12. 26			
こ の 頁 の 小 計			120,000				
そ の 他 の 寄 附							→ ※ 下記注意(2)参照。
合 計							→ ※ 数ページに及ぶ場合には、最後のページにのみ「合計」を記入すること。

注意(1)本表は、政党(の支部)が使用するものである。

(2)年間5万円以下の寄附を受けた場合には、合算して「その他の寄附」欄に記載してもさしつかえない。

(3)寄附者が、政治資金規正法第22条の5第1項本文に規定する者であって同項ただし書きに規定する日本法人であるときは、備考欄に上場・外資50%超と記載すること。

(その7-2) 法人その他の団体 (政治団体からの寄附は、次ページの表(その7-3)へ記載すること。)

政党(支部)用

(7) 寄 附 の 内 訳 (法人その他の団体)				寄 附 者 の 区 分	法人その他の団体	
団 体 の 名 称	金 額			年 月 日	主たる事務所の所在地	代表者の氏名 備 考
	十億	百万	千 円			
(株)サントリー			240,000		千葉県船橋市馬込町1155-2	山腰 弘和
(内 訳)			20,000	R6. 1. 25		
			20,000	R6. 2. 22		
			20,000	R6. 3. 25		
			20,000	R6. 4. 25		
			20,000	R6. 5. 24		
			20,000	R6. 6. 25		
			20,000	R6. 7. 25		
			20,000	R6. 8. 23		
			20,000	R6. 9. 25		
			20,000	R6. 10. 25		
			20,000	R6. 11. 25		
			20,000	R6. 12. 25		
こ の 頁 の 小 計			240,000	→ ※ 下記注意(2)参照。 → ※ 数ページに及ぶ場合には、最後のページにのみ「合計」を記入すること。		
そ の 他 の 寄 附						
合 計						

注意(1)本表は、政党(の支部)が使用するものである。

(2)年間5万円以下の寄附を受けた場合には、合算して「その他の寄附」欄に記載してもさしつかえない。

(3)寄附者が、政治資金規正法第22条の5第1項本文に規定する者であって同項ただし書きに規定する日本法人であるときは、備考欄に上場・外資50%超と記載すること。

(その7-2) 法人その他の団体 (政治団体からの寄附は、次ページの表(その7-3)へ記載すること。)

政党(支部)用

(7) 寄 附 の 内 訳 (法人その他の団体)				寄 附 者 の 区 分		法人その他の団体	
団 体 の 名 称	金 額			年 月 日	主たる事務所の所在地	代表者の氏名	備 考
三幸商事(株)	十億	百万	千 円 240,000		千葉県千葉市中央区南町2-17-11	堤 清司	
(内 訳)			20,000	R6. 1. 31			
			20,000	R6. 2. 28			
			20,000	R6. 3. 29			
			20,000	R6. 4. 30			
			20,000	R6. 5. 30			
			20,000	R6. 6. 27			
			20,000	R6. 7. 30			
			20,000	R6. 8. 29			
			20,000	R6. 9. 30			
			20,000	R6. 10. 30			
			20,000	R6. 11. 29			
			20,000	R6. 12. 26			
こ の 頁 の 小 計			240,000				
そ の 他 の 寄 附							→ ※ 下記注意(2)参照。
合 計							→ ※ 数ページに及ぶ場合には、最後のページにのみ「合計」を記入すること。

注意(1)本表は、政党(の支部)が使用するものである。

(2)年間5万円以下の寄附を受けた場合には、合算して「その他の寄附」欄に記載してもさしつかえない。

(3)寄附者が、政治資金規正法第22条の5第1項本文に規定する者であって同項ただし書きに規定する日本法人であるときは、備考欄に上場・外資50%超と記載すること。

(その7-2) 法人その他の団体 (政治団体からの寄附は、次ページの表(その7-3)へ記載すること。)

政党(支部)用

(7) 寄 附 の 内 訳 (法人その他の団体)					寄 附 者 の 区 分		法人その他の団体	
団 体 の 名 称	金 額				年月日	主たる事務所の所在地	代表者の氏名	備 考
	十億	百万	千	円				
(株)三和工業			120,000			千葉県船橋市高瀬町31-9	日々 剛	
(内 訳)			10,000	R6. 1. 26				
			10,000	R6. 2. 27				
			10,000	R6. 3. 26				
			10,000	R6. 4. 26				
			10,000	R6. 5. 28				
			10,000	R6. 6. 26				
			10,000	R6. 7. 26				
			10,000	R6. 8. 27				
			10,000	R6. 9. 26				
			10,000	R6. 10. 28				
			10,000	R6. 11. 26				
			10,000	R6. 12. 26				
こ の 頁 の 小 計			120,000	→ ※ 下記注意(2)参照。 → ※ 数ページに及ぶ場合には、最後のページにのみ「合計」を記入すること。				
そ の 他 の 寄 附								
合 計								

注意(1)本表は、政党(の支部)が使用するものである。

(2)年間5万円以下の寄附を受けた場合には、合算して「その他の寄附」欄に記載してもさしつかえない。

(3)寄附者が、政治資金規正法第22条の5第1項本文に規定する者であって同項ただし書きに規定する日本法人であるときは、備考欄に上場・外資50%超と記載すること。

(その7-2) 法人その他の団体 (政治団体からの寄附は、次ページの表(その7-3)へ記載すること。)

政党(支部)用

(7) 寄 附 の 内 訳 (法人その他の団体)				寄 附 者 の 区 分		法人その他の団体	
団 体 の 名 称	金 額			年月日	主たる事務所の所在地	代表者の氏名	備 考
	十億	百万	千 円				
(株)昇和産業			360,000		千葉県千葉市稲毛区長沼原町505-1	窪 昇一	
(内 訳)			30,000	R6. 1. 31			
			30,000	R6. 2. 29			
			30,000	R6. 3. 29			
			30,000	R6. 4. 30			
			30,000	R6. 5. 31			
			30,000	R6. 6. 28			
			30,000	R6. 7. 31			
			30,000	R6. 8. 30			
			30,000	R6. 9. 30			
			30,000	R6. 10. 31			
			30,000	R6. 11. 29			
			30,000	R6. 12. 27			
こ の 頁 の 小 計			360,000	→ ※ 下記注意(2)参照。 → ※ 数ページに及ぶ場合には、最後のページにのみ「合計」を記入すること。			
そ の 他 の 寄 附							
合 計							

注意(1)本表は、政党(の支部)が使用するものである。

(2)年間5万円以下の寄附を受けた場合には、合算して「その他の寄附」欄に記載してもさしつかえない。

(3)寄附者が、政治資金規正法第22条の5第1項本文に規定する者であって同項ただし書きに規定する日本法人であるときは、備考欄に上場・外資50%超と記載すること。

(その7-2) 法人その他の団体 (政治団体からの寄附は、次ページの表(その7-3)へ記載すること。)

政党(支部)用

(7) 寄 附 の 内 訳 (法人その他の団体)				寄 附 者 の 区 分	法人その他の団体	
団 体 の 名 称	金 額			年 月 日	主たる事務所の所在地	代表者の氏名 備考
	十億	百万	千 円			
(株)昇和建设			240,000		千葉県千葉市稲毛区長沼原町505-1	窪 昇一
(内 訳)			20,000	R6. 1. 31		
			20,000	R6. 2. 29		
			20,000	R6. 3. 29		
			20,000	R6. 4. 30		
			20,000	R6. 5. 31		
			20,000	R6. 6. 28		
			20,000	R6. 7. 31		
			20,000	R6. 8. 30		
			20,000	R6. 9. 30		
			20,000	R6. 10. 31		
			20,000	R6. 11. 29		
			20,000	R6. 12. 27		
こ の 頁 の 小 計			240,000			
そ の 他 の 寄 附						→ ※ 下記注意(2)参照。
合 計						→ ※ 数ページに及ぶ場合には、最後のページにのみ「合計」を記入すること。

注意(1)本表は、政党(の支部)が使用するものである。

(2)年間5万円以下の寄附を受けた場合には、合算して「その他の寄附」欄に記載してもさしつかえない。

(3)寄附者が、政治資金規正法第22条の5第1項本文に規定する者であって同項ただし書きに規定する日本法人であるときは、備考欄に上場・外資50%超と記載すること。

(その7-2) 法人その他の団体 (政治団体からの寄附は、次ページの表(その7-3)へ記載すること。)

政党(支部)用

(7) 寄 附 の 内 訳 (法人その他の団体)				寄 附 者 の 区 分	法人その他の団体	
団 体 の 名 称	金 額			年月日	主たる事務所の所在地	代表者の氏名 備考
シソー(株)	十億	百万	千円		千葉県千葉市中央区松ヶ丘町20-4	阿部 博文
			120,000			
(内 訳)			10,000	R6. 1. 31		
			10,000	R6. 2. 29		
			10,000	R6. 3. 29		
			10,000	R6. 4. 30		
			10,000	R6. 5. 31		
			10,000	R6. 6. 28		
			10,000	R6. 7. 31		
			10,000	R6. 8. 30		
			10,000	R6. 9. 30		
			10,000	R6. 10. 31		
			10,000	R6. 11. 29		
			10,000	R6. 12. 30		
こ の 頁 の 小 計			120,000			
そ の 他 の 寄 附						→ ※ 下記注意(2)参照。
合 計						→ ※ 数ページに及ぶ場合には、最後のページにのみ「合計」を記入すること。

注意(1)本表は、政党(の支部)が使用するものである。

(2)年間5万円以下の寄附を受けた場合には、合算して「その他の寄附」欄に記載してもさしつかえない。

(3)寄附者が、政治資金規正法第22条の5第1項本文に規定する者であって同項ただし書きに規定する日本法人であるときは、備考欄に上場・外資50%超と記載すること。

(その7-2) 法人その他の団体 (政治団体からの寄附は、次ページの表(その7-3)へ記載すること。)

政党(支部)用

(7) 寄 附 の 内 訳 (法人その他の団体)					寄 附 者 の 区 分	法人その他の団体	
団 体 の 名 称	金 額			年月日	主たる事務所の所在地	代表者の氏名	備 考
(株)進日本工業	十億	百万	千 円		千葉県千葉市美浜区中瀬2-6-1WBGW20F	臼倉 大介	
			240,000				
(内 訳)			20,000	R6. 1. 26			
			20,000	R6. 2. 27			
			20,000	R6. 3. 26			
			20,000	R6. 4. 26			
			20,000	R6. 5. 28			
			20,000	R6. 6. 26			
			20,000	R6. 7. 26			
			20,000	R6. 8. 27			
			20,000	R6. 9. 26			
			20,000	R6. 10. 28			
			20,000	R6. 11. 26			
			20,000	R6. 12. 26			
こ の 頁 の 小 計			240,000				
そ の 他 の 寄 附					→ ※ 下記注意(2)参照。		
合 計					→ ※ 数ページに及ぶ場合には、最後のページにのみ「合計」を記入すること。		

注意(1)本表は、政党(の支部)が使用するものである。

(2)年間5万円以下の寄附を受けた場合には、合算して「その他の寄附」欄に記載してもさしつかえない。

(3)寄附者が、政治資金規正法第22条の5第1項本文に規定する者であって同項ただし書きに規定する日本法人であるときは、備考欄に上場・外資50%超と記載すること。

(その7-2) 法人その他の団体 (政治団体からの寄附は、次ページの表(その7-3)へ記載すること。)

政党(支部)用

(7) 寄 附 の 内 訳 (法人その他の団体)					寄 附 者 の 区 分	法人その他の団体	
団 体 の 名 称	金 額				年 月 日	主たる事務所の所在地	代表者の氏名 備考
新日本建設(株)	十億	百万	千	円		千葉県千葉市美浜区ひび野1-4-3	高見 克司
			220,000				
(内 訳)			20,000		R6. 2. 2		
			20,000		R6. 2. 29		
			20,000		R6. 3. 29		
			20,000		R6. 5. 10		
			20,000		R6. 5. 31		
			20,000		R6. 6. 28		
			20,000		R6. 7. 31		
			20,000		R6. 8. 30		
			20,000		R6. 10. 4		
			20,000		R6. 10. 31		
			20,000		R6. 11. 29		
こ の 頁 の 小 計			220,000				
そ の 他 の 寄 附							→ ※ 下記注意(2)参照。
合 計							→ ※ 数ページに及ぶ場合には、最後のページにのみ「合計」を記入すること。

注意(1)本表は、政党(の支部)が使用するものである。

(2)年間5万円以下の寄附を受けた場合には、合算して「その他の寄附」欄に記載してもさしつかえない。

(3)寄附者が、政治資金規正法第22条の5第1項本文に規定する者であって同項ただし書きに規定する日本法人であるときは、備考欄に上場・外資50%超と記載すること。

(その7-2) 法人その他の団体 (政治団体からの寄附は、次ページの表(その7-3)へ記載すること。)

政党(支部)用

(7) 寄 附 の 内 訳 (法人その他の団体)					寄 附 者 の 区 分	法人その他の団体	
団 体 の 名 称	金 額			年月日	主たる事務所の所在地	代表者の氏名	備 考
(株)大進工業	十億	百万	千円		千葉県市川市鬼越2-5-4	五十子 祐輝	
			120,000				
(内 訳)			10,000	R6. 1. 26			
			10,000	R6. 2. 27			
			10,000	R6. 3. 26			
			10,000	R6. 4. 26			
			10,000	R6. 5. 28			
			10,000	R6. 6. 26			
			10,000	R6. 7. 26			
			10,000	R6. 8. 27			
			10,000	R6. 9. 26			
			10,000	R6. 10. 28			
			10,000	R6. 11. 26			
			10,000	R6. 12. 26			
こ の 頁 の 小 計			120,000				
そ の 他 の 寄 附							
合 計							

→ ※ 下記注意(2)参照。

→ ※ 数ページに及ぶ場合には、最後のページにのみ「合計」を記入すること。

注意(1)本表は、政党(の支部)が使用するものである。

(2)年間5万円以下の寄附を受けた場合には、合算して「その他の寄附」欄に記載してもさしつかえない。

(3)寄附者が、政治資金規正法第22条の5第1項本文に規定する者であって同項ただし書きに規定する日本法人であるときは、備考欄に上場・外資50%超と記載すること。

(その7-2) 法人その他の団体 (政治団体からの寄附は、次ページの表(その7-3)へ記載すること。)

政党(支部)用

(7) 寄 附 の 内 訳 (法人その他の団体)					寄 附 者 の 区 分	法人その他の団体	
団 体 の 名 称	金 額			年月日	主たる事務所の所在地	代表者の氏名	備 考
(株)ﾀｲﾔ	十億	百万	千円		東京都港区芝公園2-4-1-A10F	阿部 光男	
			240,000				
(内 訳)			20,000	R6. 1. 31			
			20,000	R6. 2. 29			
			20,000	R6. 3. 29			
			20,000	R6. 4. 30			
			20,000	R6. 5. 31			
			20,000	R6. 6. 28			
			20,000	R6. 7. 31			
			20,000	R6. 8. 30			
			20,000	R6. 9. 30			
			20,000	R6. 10. 31			
			20,000	R6. 11. 29			
			20,000	R6. 12. 27			
こ の 頁 の 小 計			240,000				
そ の 他 の 寄 附					→ ※ 下記注意(2)参照。		
合 計					→ ※ 数ページに及ぶ場合には、最後のページにのみ「合計」を記入すること。		

注意(1)本表は、政党(の支部)が使用するものである。

(2)年間5万円以下の寄附を受けた場合には、合算して「その他の寄附」欄に記載してもさしつかえない。

(3)寄附者が、政治資金規正法第22条の5第1項本文に規定する者であって同項ただし書きに規定する日本法人であるときは、備考欄に上場・外資50%超と記載すること。

(その7-2) 法人その他の団体 (政治団体からの寄附は、次ページの表(その7-3)へ記載すること。)

政党(支部)用

(7) 寄 附 の 内 訳 (法人その他の団体)				寄 附 者 の 区 分		法人その他の団体	
団 体 の 名 称	金 額			年 月 日	主 たる 事 務 所 の 所 在 地	代表者の氏名	備 考
(有)ｽｰﾌﾟﾗﾝﾐﾝｸﾞ	十億	百万	千円		千葉県香取市小見川168	成毛 志高	
			119,790				
(内 訳)			10,000	R6. 1. 30			
			9,790	R6. 2. 28			
			10,000	R6. 3. 28			
			10,000	R6. 4. 30			
			10,000	R6. 5. 29			
			10,000	R6. 6. 28			
			10,000	R6. 7. 30			
			10,000	R6. 8. 28			
			10,000	R6. 9. 30			
			10,000	R6. 10. 30			
			10,000	R6. 11. 29			
			10,000	R6. 12. 29			
こ の 頁 の 小 計			119,790				
そ の 他 の 寄 附							→ ※ 下記注意(2)参照。
合 計							→ ※ 数ページに及ぶ場合には、最後のページにのみ「合計」を記入すること。

注意(1)本表は、政党(の支部)が使用するものである。

(2)年間5万円以下の寄附を受けた場合には、合算して「その他の寄附」欄に記載してもさしつかえない。

(3)寄附者が、政治資金規正法第22条の5第1項本文に規定する者であって同項ただし書きに規定する日本法人であるときは、備考欄に上場・外資50%超と記載すること。

(その7-2) 法人その他の団体 (政治団体からの寄附は、次ページの表(その7-3)へ記載すること。)

政党(支部)用

(7) 寄 附 の 内 訳 (法人その他の団体)				寄 附 者 の 区 分		法人その他の団体	
団 体 の 名 称	金 額			年 月 日	主 たる 事 務 所 の 所 在 地	代表者の氏名	備 考
	十億	百万	千 円				
(株)トータルイフ			480,000		栃木県宇都宮市六道町1-5	曾我 真澄	
(内 訳)			40,000	R6. 1. 25			
			40,000	R6. 2. 22			
			40,000	R6. 3. 25			
			40,000	R6. 4. 25			
			40,000	R6. 5. 24			
			40,000	R6. 6. 25			
			40,000	R6. 7. 25			
			40,000	R6. 8. 23			
			40,000	R6. 9. 25			
			40,000	R6. 10. 25			
			40,000	R6. 11. 25			
			40,000	R6. 12. 26			
こ の 頁 の 小 計			480,000	→ ※ 下記注意(2)参照。 → ※ 数ページに及ぶ場合には、最後のページにのみ「合計」を記入すること。			
そ の 他 の 寄 附							
合 計							

注意(1)本表は、政党(の支部)が使用するものである。

(2)年間5万円以下の寄附を受けた場合には、合算して「その他の寄附」欄に記載してもさしつかえない。

(3)寄附者が、政治資金規正法第22条の5第1項本文に規定する者であって同項ただし書きに規定する日本法人であるときは、備考欄に上場・外資50%超と記載すること。

(その7-2) 法人その他の団体 (政治団体からの寄附は、次ページの表(その7-3)へ記載すること。)

政党(支部)用

(7) 寄 附 の 内 訳 (法人その他の団体)					寄 附 者 の 区 分	法人その他の団体	
団 体 の 名 称	金 額			年月日	主たる事務所の所在地	代表者の氏名	備 考
東海建設(株)	十億	百万	千 円		千葉県南房総市久枝1244-1	平田 剛久	
			240,000				
(内 訳)			20,000	R6. 1. 31			
			20,000	R6. 2. 29			
			20,000	R6. 3. 29			
			20,000	R6. 4. 30			
			20,000	R6. 5. 31			
			20,000	R6. 6. 28			
			20,000	R6. 7. 31			
			20,000	R6. 8. 30			
			20,000	R6. 9. 30			
			20,000	R6. 10. 31			
			20,000	R6. 11. 29			
			20,000	R6. 12. 27			
こ の 頁 の 小 計			240,000				
そ の 他 の 寄 附					→ ※ 下記注意(2)参照。		
合 計					→ ※ 数ページに及ぶ場合には、最後のページにのみ「合計」を記入すること。		

注意(1)本表は、政党(の支部)が使用するものである。

(2)年間5万円以下の寄附を受けた場合には、合算して「その他の寄附」欄に記載してもさしつかえない。

(3)寄附者が、政治資金規正法第22条の5第1項本文に規定する者であって同項ただし書きに規定する日本法人であるときは、備考欄に上場・外資50%超と記載すること。

(その7-2) 法人その他の団体 (政治団体からの寄附は、次ページの表(その7-3)へ記載すること。)

政党(支部)用

(7) 寄 附 の 内 訳 (法人その他の団体)				寄 附 者 の 区 分	法人その他の団体	
団 体 の 名 称	金 額			年 月 日	主 たる 事 務 所 の 所 在 地	代 表 者 の 氏 名 備 考
	十億	百万	千円			
(株)トケン			200,000		千葉県千葉市緑区古市場町761-3	山本 康永
(内 訳)			20,000	R6. 1. 26		
			20,000	R6. 2. 29		
			20,000	R6. 3. 29		
			20,000	R6. 4. 30		
			20,000	R6. 5. 31		
			20,000	R6. 6. 28		
			20,000	R6. 8. 30		
			20,000	R6. 10. 31		
			20,000	R6. 11. 29		
			20,000	R6. 12. 27		
こ の 頁 の 小 計			200,000			
そ の 他 の 寄 附						→ ※ 下記注意(2)参照。
合 計						→ ※ 数ページに及ぶ場合には、最後のページにのみ「合計」を記入すること。

注意(1)本表は、政党(の支部)が使用するものである。

(2)年間5万円以下の寄附を受けた場合には、合算して「その他の寄附」欄に記載してもさしつかえない。

(3)寄附者が、政治資金規正法第22条の5第1項本文に規定する者であって同項ただし書きに規定する日本法人であるときは、備考欄に上場・外資50%超と記載すること。

(その7-2) 法人その他の団体 (政治団体からの寄附は、次ページの表(その7-3)へ記載すること。)

政党(支部)用

(7) 寄 附 の 内 訳 (法人その他の団体)				寄 附 者 の 区 分	法人その他の団体	
団 体 の 名 称	金 額			年 月 日	主たる事務所の所在地	代表者の氏名 備考
日軽興業(株)	十億	百万	千 円 120,000		千葉県船橋市湊町3-12-18	徳田 昭
(内 訳)			10,000	R6. 1. 22		
			10,000	R6. 2. 20		
			10,000	R6. 3. 21		
			10,000	R6. 4. 22		
			10,000	R6. 5. 20		
			10,000	R6. 6. 20		
			10,000	R6. 7. 22		
			10,000	R6. 8. 20		
			10,000	R6. 9. 20		
			10,000	R6. 10. 21		
			10,000	R6. 11. 20		
			10,000	R6. 12. 20		
こ の 頁 の 小 計			120,000			
そ の 他 の 寄 附				→ ※ 下記注意(2)参照。		
合 計				→ ※ 数ページに及ぶ場合には、最後のページにのみ「合計」を記入すること。		

注意(1)本表は、政党(の支部)が使用するものである。

(2)年間5万円以下の寄附を受けた場合には、合算して「その他の寄附」欄に記載してもさしつかえない。

(3)寄附者が、政治資金規正法第22条の5第1項本文に規定する者であって同項ただし書きに規定する日本法人であるときは、備考欄に上場・外資50%超と記載すること。

(その7-2) 法人その他の団体 (政治団体からの寄附は、次ページの表(その7-3)へ記載すること。)

政党(支部)用

(7) 寄 附 の 内 訳 (法人その他の団体)				寄 附 者 の 区 分	法人その他の団体	
団 体 の 名 称	金 額			年 月 日	主 たる 事 務 所 の 所 在 地	代 表 者 の 氏 名 備 考
	十億	百万	千 円			
(株)富士工業			240,000		千葉県千葉市中央区生実町1747-7	笹山 宏明
(内 訳)			20,000	R6. 1. 31		
			20,000	R6. 2. 29		
			20,000	R6. 3. 27		
			20,000	R6. 4. 30		
			20,000	R6. 5. 31		
			20,000	R6. 6. 28		
			20,000	R6. 7. 31		
			20,000	R6. 8. 30		
			20,000	R6. 9. 30		
			20,000	R6. 10. 31		
			20,000	R6. 11. 29		
			20,000	R6. 12. 27		
こ の 頁 の 小 計			240,000	→ ※ 下記注意(2)参照。 → ※ 数ページに及ぶ場合には、最後のページにのみ「合計」を記入すること。		
そ の 他 の 寄 附						
合 計						

注意(1)本表は、政党(の支部)が使用するものである。

(2)年間5万円以下の寄附を受けた場合には、合算して「その他の寄附」欄に記載してもさしつかえない。

(3)寄附者が、政治資金規正法第22条の5第1項本文に規定する者であって同項ただし書きに規定する日本法人であるときは、備考欄に上場・外資50%超と記載すること。

(その7-2) 法人その他の団体 (政治団体からの寄附は、次ページの表(その7-3)へ記載すること。)

政党(支部)用

(7) 寄 附 の 内 訳 (法人その他の団体)				寄 附 者 の 区 分	法人その他の団体	
団 体 の 名 称	金 額			年月日	主たる事務所の所在地	代表者の氏名 備考
松原建設(株)	十億	百万	千 円 120,000		千葉県千葉市中央区浜野町533-23	佐川 克豊
(内 訳)			10,000	R6. 1. 25		
			10,000	R6. 2. 28		
			10,000	R6. 3. 25		
			10,000	R6. 4. 26		
			10,000	R6. 5. 24		
			10,000	R6. 6. 25		
			10,000	R6. 7. 29		
			10,000	R6. 8. 23		
			10,000	R6. 9. 24		
			10,000	R6. 10. 29		
			10,000	R6. 11. 22		
			10,000	R6. 12. 26		
こ の 頁 の 小 計			120,000	→ ※ 下記注意(2)参照。 → ※ 数ページに及ぶ場合には、最後のページにのみ「合計」を記入すること。		
そ の 他 の 寄 附						
合 計						

注意(1)本表は、政党(の支部)が使用するものである。

(2)年間5万円以下の寄附を受けた場合には、合算して「その他の寄附」欄に記載してもさしつかえない。

(3)寄附者が、政治資金規正法第22条の5第1項本文に規定する者であって同項ただし書きに規定する日本法人であるときは、備考欄に上場・外資50%超と記載すること。

(その7-2) 法人その他の団体 (政治団体からの寄附は、次ページの表(その7-3)へ記載すること。)

政党(支部)用

(7) 寄 附 の 内 訳 (法人その他の団体)				寄 附 者 の 区 分	法人その他の団体	
団 体 の 名 称	金 額			年 月 日	主たる事務所の所在地	代表者の氏名 備考
(株)丸徳興業	十億	百万	千円		千葉県千葉市稲毛区轟町5-3-11	徳山 晃弘
			240,000			
(内 訳)			20,000	R6. 1. 31		
			20,000	R6. 2. 29		
			20,000	R6. 3. 29		
			20,000	R6. 4. 30		
			20,000	R6. 5. 31		
			20,000	R6. 6. 28		
			20,000	R6. 7. 31		
			20,000	R6. 8. 30		
			20,000	R6. 9. 30		
			20,000	R6. 10. 31		
			20,000	R6. 11. 29		
			20,000	R6. 12. 27		
こ の 頁 の 小 計			240,000			
そ の 他 の 寄 附						→ ※ 下記注意(2)参照。
合 計						→ ※ 数ページに及ぶ場合には、最後のページにのみ「合計」を記入すること。

注意(1)本表は、政党(の支部)が使用するものである。

(2)年間5万円以下の寄附を受けた場合には、合算して「その他の寄附」欄に記載してもさしつかえない。

(3)寄附者が、政治資金規正法第22条の5第1項本文に規定する者であって同項ただし書きに規定する日本法人であるときは、備考欄に上場・外資50%超と記載すること。

(その7-2) 法人その他の団体 (政治団体からの寄附は、次ページの表(その7-3)へ記載すること。)

政党(支部)用

(7) 寄 附 の 内 訳 (法人その他の団体)				寄 附 者 の 区 分	法人その他の団体	
団 体 の 名 称	金 額			年月日	主たる事務所の所在地	代表者の氏名 備考
	十億	百万	千 円			
(有)柳澤電気工業			120,000		千葉県千葉市若葉区小倉町643-1	柳澤 美穂
(内 訳)			10,000	R6. 1. 10		
			10,000	R6. 2. 9		
			10,000	R6. 3. 8		
			10,000	R6. 4. 10		
			10,000	R6. 5. 10		
			10,000	R6. 6. 10		
			10,000	R6. 7. 9		
			10,000	R6. 8. 9		
			10,000	R6. 9. 10		
			10,000	R6. 10. 10		
			10,000	R6. 11. 8		
			10,000	R6. 12. 9		
こ の 頁 の 小 計			120,000			
そ の 他 の 寄 附						→ ※ 下記注意(2)参照。
合 計						→ ※ 数ページに及ぶ場合には、最後のページにのみ「合計」を記入すること。

注意(1)本表は、政党(の支部)が使用するものである。

(2)年間5万円以下の寄附を受けた場合には、合算して「その他の寄附」欄に記載してもさしつかえない。

(3)寄附者が、政治資金規正法第22条の5第1項本文に規定する者であって同項ただし書きに規定する日本法人であるときは、備考欄に上場・外資50%超と記載すること。

(その7-2) 法人その他の団体 (政治団体からの寄附は、次ページの表(その7-3)へ記載すること。)

政党(支部)用

(7) 寄 附 の 内 訳 (法人その他の団体)				寄 附 者 の 区 分	法人その他の団体	
団 体 の 名 称	金 額			年 月 日	主たる事務所の所在地	代表者の氏名 備 考
	十億	百万	千 円			
(株)山田工務所			120,000		千葉県千葉市中央区稲荷町1-3-1	山田 淳史
(内 訳)			10,000	R6. 1. 15		
			10,000	R6. 2. 15		
			10,000	R6. 3. 15		
			10,000	R6. 4. 15		
			10,000	R6. 5. 15		
			10,000	R6. 6. 17		
			10,000	R6. 7. 15		
			10,000	R6. 8. 15		
			10,000	R6. 9. 17		
			10,000	R6. 10. 15		
			10,000	R6. 11. 15		
			10,000	R6. 12. 16		
こ の 頁 の 小 計			120,000	→ ※ 下記注意(2)参照。 → ※ 数ページに及ぶ場合には、最後のページにのみ「合計」を記入すること。		
そ の 他 の 寄 附						
合 計						

注意(1)本表は、政党(の支部)が使用するものである。

(2)年間5万円以下の寄附を受けた場合には、合算して「その他の寄附」欄に記載してもさしつかえない。

(3)寄附者が、政治資金規正法第22条の5第1項本文に規定する者であって同項ただし書きに規定する日本法人であるときは、備考欄に上場・外資50%超と記載すること。

(その7-2) 法人その他の団体 (政治団体からの寄附は、次ページの表(その7-3)へ記載すること。)

政党(支部)用

(7) 寄 附 の 内 訳 (法人その他の団体)					寄 附 者 の 区 分		法人その他の団体	
団 体 の 名 称	金 額				年月日	主たる事務所の所在地	代表者の氏名	備 考
(株)レイ・モンド	十億	百万	千	円		千葉県市川市高谷新町9-1	速水 幹雄	
(内 訳)			480,000					
			40,000		R6. 1. 31			
			40,000		R6. 2. 29			
			40,000		R6. 3. 29			
			40,000		R6. 4. 30			
			40,000		R6. 5. 31			
			40,000		R6. 6. 28			
			40,000		R6. 7. 31			
			40,000		R6. 8. 30			
			40,000		R6. 9. 30			
			40,000		R6. 10. 31			
			40,000		R6. 11. 29			
			40,000		R6. 12. 30			
こ の 頁 の 小 計			480,000		→ ※ 下記注意(2)参照。 → ※ 数ページに及ぶ場合には、最後のページにのみ「合計」を記入すること。			
そ の 他 の 寄 附								
合 計								

注意(1)本表は、政党(の支部)が使用するものである。

(2)年間5万円以下の寄附を受けた場合には、合算して「その他の寄附」欄に記載してもさしつかえない。

(3)寄附者が、政治資金規正法第22条の5第1項本文に規定する者であって同項ただし書きに規定する日本法人であるときは、備考欄に上場・外資50%超と記載すること。

(その7-2) 法人その他の団体 (政治団体からの寄附は、次ページの表(その7-3)へ記載すること。)

政党(支部)用

(7) 寄 附 の 内 訳 (法人その他の団体)					寄 附 者 の 区 分	法人その他の団体	
団 体 の 名 称	金 額			年月日	主たる事務所の所在地	代表者の氏名	備 考
	十億	百万	千 円				
(株)六大工業			240,000		東京都板橋区弥生町28-10	奥山 竜也	
(内 訳)			20,000	R6. 1. 25			
			20,000	R6. 2. 22			
			20,000	R6. 3. 25			
			20,000	R6. 4. 25			
			20,000	R6. 5. 24			
			20,000	R6. 6. 25			
			20,000	R6. 7. 25			
			20,000	R6. 8. 23			
			20,000	R6. 9. 25			
			20,000	R6. 10. 25			
			20,000	R6. 11. 25			
			20,000	R6. 12. 25			
こ の 頁 の 小 計			240,000	→ ※ 下記注意(2)参照。 → ※ 数ページに及ぶ場合には、最後のページにのみ「合計」を記入すること。			
そ の 他 の 寄 附							
合 計							

注意(1)本表は、政党(の支部)が使用するものである。

(2)年間5万円以下の寄附を受けた場合には、合算して「その他の寄附」欄に記載してもさしつかえない。

(3)寄附者が、政治資金規正法第22条の5第1項本文に規定する者であって同項ただし書きに規定する日本法人であるときは、備考欄に上場・外資50%超と記載すること。

(その7-2) 法人その他の団体 (政治団体からの寄附は、次ページの表(その7-3)へ記載すること。)

政党(支部)用

(7) 寄 附 の 内 訳 (法人その他の団体)				寄 附 者 の 区 分	法人その他の団体	
団 体 の 名 称	金 額			年 月 日	主たる事務所の所在地	代表者の氏名 備 考
	十億	百万	千 円			
三和通商(株)			720,000		東京都港区芝3-17-14-3F	香山 裕恵子
(内 訳)			60,000	R6. 1. 31		
			60,000	R6. 2. 29		
			60,000	R6. 3. 29		
			60,000	R6. 4. 30		
			60,000	R6. 5. 31		
			60,000	R6. 6. 28		
			60,000	R6. 7. 31		
			60,000	R6. 8. 30		
			60,000	R6. 9. 30		
			60,000	R6. 10. 31		
			60,000	R6. 11. 29		
			60,000	R6. 12. 30		
こ の 頁 の 小 計			720,000			
そ の 他 の 寄 附						→ ※ 下記注意(2)参照。
合 計						→ ※ 数ページに及ぶ場合には、最後のページにのみ「合計」を記入すること。

注意(1)本表は、政党(の支部)が使用するものである。

(2)年間5万円以下の寄附を受けた場合には、合算して「その他の寄附」欄に記載してもさしつかえない。

(3)寄附者が、政治資金規正法第22条の5第1項本文に規定する者であって同項ただし書きに規定する日本法人であるときは、備考欄に上場・外資50%超と記載すること。

(その7-2) 法人その他の団体 (政治団体からの寄附は、次ページの表(その7-3)へ記載すること。)

政党(支部)用

(7) 寄 附 の 内 訳 (法人その他の団体)				寄 附 者 の 区 分	法人その他の団体	
団 体 の 名 称	金 額			年 月 日	主たる事務所の所在地	代表者の氏名 備考
	十億	百万	千 円			
(株)ビギン			240,000		千葉県成田市南羽鳥570-8	渡邊 信芳
(内 訳)			20,000	R6. 1. 15		
			20,000	R6. 2. 15		
			20,000	R6. 3. 15		
			20,000	R6. 4. 15		
			20,000	R6. 5. 15		
			20,000	R6. 6. 14		
			20,000	R6. 7. 12		
			20,000	R6. 8. 15		
			20,000	R6. 9. 13		
			20,000	R6. 10. 15		
			20,000	R6. 11. 15		
			20,000	R6. 12. 13		
こ の 頁 の 小 計			240,000			
そ の 他 の 寄 附						→ ※ 下記注意(2)参照。
合 計						→ ※ 数ページに及ぶ場合には、最後のページにのみ「合計」を記入すること。

注意(1)本表は、政党(の支部)が使用するものである。
(2)年間5万円以下の寄附を受けた場合には、合算して「その他の寄附」欄に記載してもさしつかえない。
(3)寄附者が、政治資金規正法第22条の5第1項本文に規定する者であって同項ただし書きに規定する日本法人であるときは、備考欄に上場・外資50%超と記載すること。

(その7-2) 法人その他の団体 (政治団体からの寄附は、次ページの表(その7-3)へ記載すること。)

政党(支部)用

(7) 寄 附 の 内 訳 (法人その他の団体)					寄 附 者 の 区 分	法人その他の団体	
団 体 の 名 称	金 額			年月日	主たる事務所の所在地	代表者の氏名	備 考
(株)グリーンワールド	十億	百万	千円		大阪府大阪市中央区島之内2-15-16-902	三崎 雅一	
			240,000				
(内 訳)			20,000	R6. 1. 31			
			20,000	R6. 2. 29			
			20,000	R6. 3. 29			
			20,000	R6. 4. 30			
			20,000	R6. 5. 31			
			20,000	R6. 6. 28			
			20,000	R6. 7. 31			
			20,000	R6. 8. 30			
			20,000	R6. 9. 30			
			20,000	R6. 10. 31			
			20,000	R6. 11. 29			
			20,000	R6. 12. 27			
こ の 頁 の 小 計			240,000				
そ の 他 の 寄 附							→ ※ 下記注意(2)参照。
合 計							→ ※ 数ページに及ぶ場合には、最後のページにのみ「合計」を記入すること。

注意(1)本表は、政党(の支部)が使用するものである。

(2)年間5万円以下の寄附を受けた場合には、合算して「その他の寄附」欄に記載してもさしつかえない。

(3)寄附者が、政治資金規正法第22条の5第1項本文に規定する者であって同項ただし書きに規定する日本法人であるときは、備考欄に上場・外資50%超と記載すること。

(その7-2) 法人その他の団体 (政治団体からの寄附は、次ページの表(その7-3)へ記載すること。)

政党(支部)用

(7) 寄 附 の 内 訳 (法人その他の団体)				寄 附 者 の 区 分		法人その他の団体	
団 体 の 名 称	金 額			年 月 日	主たる事務所の所在地	代表者の氏名	備 考
(株)服部	十億	百万	千 円 240,000		千葉県館山市沼927-9	島野 一真	
(内 訳)			20,000	R6. 1. 31			
			20,000	R6. 2. 29			
			20,000	R6. 3. 29			
			20,000	R6. 4. 30			
			20,000	R6. 5. 31			
			20,000	R6. 6. 28			
			20,000	R6. 7. 31			
			20,000	R6. 8. 30			
			20,000	R6. 9. 30			
			20,000	R6. 10. 31			
			20,000	R6. 11. 29			
			20,000	R6. 12. 27			
こ の 頁 の 小 計			240,000	→ ※ 下記注意(2)参照。 → ※ 数ページに及ぶ場合には、最後のページにのみ「合計」を記入すること。			
そ の 他 の 寄 附							
合 計							

注意(1)本表は、政党(の支部)が使用するものである。

(2)年間5万円以下の寄附を受けた場合には、合算して「その他の寄附」欄に記載してもさしつかえない。

(3)寄附者が、政治資金規正法第22条の5第1項本文に規定する者であって同項ただし書きに規定する日本法人であるときは、備考欄に上場・外資50%超と記載すること。

(その7-2) 法人その他の団体 (政治団体からの寄附は、次ページの表(その7-3)へ記載すること。)

政党(支部)用

(7) 寄 附 の 内 訳 (法人その他の団体)				寄 附 者 の 区 分		法人その他の団体	
団 体 の 名 称	金 額			年 月 日	主たる事務所の所在地	代表者の氏名	備 考
(株)マルツ	十億	百万	千円		千葉県東金市山田315-1	榊原 祥康	
			240,000				
(内 訳)			20,000	R6. 1. 31			
			20,000	R6. 2. 29			
			20,000	R6. 3. 29			
			20,000	R6. 4. 30			
			20,000	R6. 5. 31			
			20,000	R6. 6. 28			
			20,000	R6. 7. 31			
			20,000	R6. 8. 30			
			20,000	R6. 9. 30			
			20,000	R6. 10. 31			
			20,000	R6. 11. 29			
			20,000	R6. 12. 27			
こ の 頁 の 小 計			240,000				
そ の 他 の 寄 附							→ ※ 下記注意(2)参照。
合 計							→ ※ 数ページに及ぶ場合には、最後のページにのみ「合計」を記入すること。

注意(1)本表は、政党(の支部)が使用するものである。

(2)年間5万円以下の寄附を受けた場合には、合算して「その他の寄附」欄に記載してもさしつかえない。

(3)寄附者が、政治資金規正法第22条の5第1項本文に規定する者であって同項ただし書きに規定する日本法人であるときは、備考欄に上場・外資50%超と記載すること。

(その7-2) 法人その他の団体 (政治団体からの寄附は、次ページの表(その7-3)へ記載すること。)

政党(支部)用

(7) 寄 附 の 内 訳 (法人その他の団体)				寄 附 者 の 区 分		法人その他の団体	
団 体 の 名 称	金 額			年 月 日	主たる事務所の所在地	代表者の氏名	備 考
	十億	百万	千 円				
(株)和幸			220,000		千葉県木更津市清見台南1-11-11	前橋 和則	
(内 訳)			20,000	R6. 1. 31			
			20,000	R6. 2. 29			
			20,000	R6. 3. 29			
			20,000	R6. 4. 30			
			20,000	R6. 5. 31			
			20,000	R6. 6. 28			
			20,000	R6. 7. 31			
			20,000	R6. 8. 30			
			20,000	R6. 9. 30			
			20,000	R6. 10. 31			
			20,000	R6. 11. 29			
こ の 頁 の 小 計			220,000	→ ※ 下記注意(2)参照。 → ※ 数ページに及ぶ場合には、最後のページにのみ「合計」を記入すること。			
そ の 他 の 寄 附							
合 計							

注意(1)本表は、政党(の支部)が使用するものである。

(2)年間5万円以下の寄附を受けた場合には、合算して「その他の寄附」欄に記載してもさしつかえない。

(3)寄附者が、政治資金規正法第22条の5第1項本文に規定する者であって同項ただし書きに規定する日本法人であるときは、備考欄に上場・外資50%超と記載すること。

(その7-2) 法人その他の団体 (政治団体からの寄附は、次ページの表(その7-3)へ記載すること。)

政党(支部)用

(7) 寄 附 の 内 訳 (法人その他の団体)				寄 附 者 の 区 分	法人その他の団体	
団 体 の 名 称	金 額			年月日	主たる事務所の所在地	代表者の氏名 備考
	十億	百万	千 円			
(株)アビタシオン			1,500,000		福岡県福岡市博多区住吉3-14-11	井坂 奨吾
(内 訳)			125,000	R6. 1. 4		
			125,000	R6. 1. 31		
			125,000	R6. 2. 29		
			125,000	R6. 4. 1		
			125,000	R6. 4. 30		
			125,000	R6. 5. 31		
			125,000	R6. 7. 1		
			125,000	R6. 8. 16		
			125,000	R6. 9. 2		
			125,000	R6. 9. 30		
			125,000	R6. 10. 31		
			125,000	R6. 12. 2		
こ の 頁 の 小 計			1,500,000			
そ の 他 の 寄 附						→ ※ 下記注意(2)参照。
合 計						→ ※ 数ページに及ぶ場合には、最後のページにのみ「合計」を記入すること。

注意(1)本表は、政党(の支部)が使用するものである。

(2)年間5万円以下の寄附を受けた場合には、合算して「その他の寄附」欄に記載してもさしつかえない。

(3)寄附者が、政治資金規正法第22条の5第1項本文に規定する者であって同項ただし書きに規定する日本法人であるときは、備考欄に上場・外資50%超と記載すること。

(その7-2) 法人その他の団体 (政治団体からの寄附は、次ページの表(その7-3)へ記載すること。)

政党(支部)用

(7) 寄 附 の 内 訳 (法人その他の団体)				寄 附 者 の 区 分	法人その他の団体	
団 体 の 名 称	金 額			年 月 日	主たる事務所の所在地	代表者の氏名 備考
芙蓉商事(株)	十億	百万	千 円		千葉県木更津市金田東4-11-1	井坂 奨吾
			1,500,000			
(内 訳)			125,000	R6. 1. 4		
			125,000	R6. 1. 31		
			125,000	R6. 2. 29		
			125,000	R6. 4. 1		
			125,000	R6. 4. 30		
			125,000	R6. 5. 31		
			125,000	R6. 7. 1		
			125,000	R6. 8. 16		
			125,000	R6. 9. 2		
			125,000	R6. 9. 30		
			125,000	R6. 10. 31		
			125,000	R6. 12. 2		
こ の 頁 の 小 計			1,500,000			
そ の 他 の 寄 附						→ ※ 下記注意(2)参照。
合 計						→ ※ 数ページに及ぶ場合には、最後のページにのみ「合計」を記入すること。

注意(1)本表は、政党(の支部)が使用するものである。

(2)年間5万円以下の寄附を受けた場合には、合算して「その他の寄附」欄に記載してもさしつかえない。

(3)寄附者が、政治資金規正法第22条の5第1項本文に規定する者であって同項ただし書きに規定する日本法人であるときは、備考欄に上場・外資50%超と記載すること。

(その7-2) 法人その他の団体 (政治団体からの寄附は、次ページの表(その7-3)へ記載すること。)

政党(支部)用

(7) 寄 附 の 内 訳 (法人その他の団体)				寄 附 者 の 区 分	法人その他の団体	
団 体 の 名 称	金 額			年月日	主たる事務所の所在地	代表者の氏名 備考
(株)Watti	十億	百万	千 円		千葉県千葉市花見川区内山町10-1	渡邊 浩志
			400,000			
(内 訳)			40,000	R6.1.8		
			40,000	R6.1.25		
			40,000	R6.3.5		
			40,000	R6.3.26		
			40,000	R6.4.25		
			40,000	R6.5.27		
			40,000	R6.6.25		
			40,000	R6.7.25		
			40,000	R6.8.26		
			40,000	R6.9.25		
こ の 頁 の 小 計			400,000			
そ の 他 の 寄 附						→ ※ 下記注意(2)参照。
合 計						→ ※ 数ページに及ぶ場合には、最後のページにのみ「合計」を記入すること。

注意(1)本表は、政党(の支部)が使用するものである。

(2)年間5万円以下の寄附を受けた場合には、合算して「その他の寄附」欄に記載してもさしつかえない。

(3)寄附者が、政治資金規正法第22条の5第1項本文に規定する者であって同項ただし書きに規定する日本法人であるときは、備考欄に上場・外資50%超と記載すること。

(その7-2) 法人その他の団体 (政治団体からの寄附は、次ページの表(その7-3)へ記載すること。)

政党(支部)用

(7) 寄 附 の 内 訳 (法人その他の団体)				寄 附 者 の 区 分	法人その他の団体	
団 体 の 名 称	金 額			年 月 日	主たる事務所の所在地	代表者の氏名 備 考
	十億	百万	千 円			
(有)本間新聞店			80,000		千葉県千葉市中央区浜野町434-3	本間 徹
(内 訳)			40,000	R6. 1. 31		
			20,000	R6. 2. 27		
			20,000	R6. 3. 28		
(有)村田商事			120,000		千葉県千葉市中央区神明町24-26-203	村田 直昭
(内 訳)			60,000	R6. 1. 11		
			60,000	R6. 7. 4		
こ の 頁 の 小 計			200,000			
そ の 他 の 寄 附						→ ※ 下記注意(2)参照。
合 計						→ ※ 数ページに及ぶ場合には、最後のページにのみ「合計」を記入すること。

注意 (1) 本表は、政党 (の支部) が使用するものである。
(2) 年間 5 万円以下の寄附を受けた場合には、合算して「その他の寄附」欄に記載してもさしつかえない。
(3) 寄附者が、政治資金規正法第22条の5第1項本文に規定する者であって同項ただし書きに規定する日本法人であるときは、備考欄に上場・外資50%超と記載すること。

(その7-2) 法人その他の団体 (政治団体からの寄附は、次ページの表(その7-3)へ記載すること。)

政党(支部)用

(7) 寄 附 の 内 訳 (法人その他の団体)				寄 附 者 の 区 分	法人その他の団体	
団 体 の 名 称	金 額			年 月 日	主たる事務所の所在地	代表者の氏名 備考
	十億	百万	千 円			
(株)千葉薬品			240,000		千葉県千葉市中央区問屋町1-35-28 F	齋藤 昭生
(内 訳)			60,000	R6. 3. 29		
			60,000	R6. 6. 28		
			60,000	R6. 9. 30		
			60,000	R6. 12. 30		
(株)伸登工業			280,000		千葉県千葉市花見川区大日町1388-18	要 晴久
(内 訳)			40,000	R6. 1. 25		
			40,000	R6. 2. 22		
			40,000	R6. 3. 25		
			40,000	R6. 4. 25		
			40,000	R6. 5. 24		
			40,000	R6. 6. 25		
			40,000	R6. 7. 25		
こ の 頁 の 小 計			520,000			
そ の 他 の 寄 附						→ ※ 下記注意(2)参照。
合 計						→ ※ 数ページに及ぶ場合には、最後のページにのみ「合計」を記入すること。

注意(1)本表は、政党(の支部)が使用するものである。

(2)年間5万円以下の寄附を受けた場合には、合算して「その他の寄附」欄に記載してもさしつかえない。

(3)寄附者が、政治資金規正法第22条の5第1項本文に規定する者であって同項ただし書きに規定する日本法人であるときは、備考欄に上場・外資50%超と記載すること。

(その7-2) 法人その他の団体 (政治団体からの寄附は、次ページの表(その7-3)へ記載すること。)

政党(支部)用

(7) 寄 附 の 内 訳 (法人その他の団体)				寄 附 者 の 区 分	法人その他の団体	
団 体 の 名 称	金 額			年 月 日	主 たる 事 務 所 の 所 在 地	代 表 者 の 氏 名 備 考
	十億	百万	千 円			
(株)日恵工業			60,000		千葉県千葉市若葉区大宮町2538	中村 公夫
(内 訳)			10,000	R6. 1. 30		
			20,000	R6. 6. 7		
			10,000	R6. 7. 4		
			10,000	R6. 10. 1		
			10,000	R6. 10. 31		
(株)千都建築設計事務所			240,000	R6. 1. 15	千葉県千葉市美浜区真砂3-1-2	山田 謙吾
(株)ライト建設			120,000	R6. 1. 25	千葉県千葉市花見川区幕張本郷1-6-7-101	齋藤 久司
(株)小柳組			120,000	R6. 1. 29	千葉県千葉市稲毛区小仲台6-20-2	小柳 雅久
(株)WILL			80,000	R6. 1. 31	千葉県佐倉市王子台1-19-16	清水 智章
(株)CVC			240,000	R6. 1. 31	千葉県千葉市中央区寒川町2-202-7	石黒 健
芝工業(株)			120,000	R6. 2. 13	千葉県千葉市中央区本町3-3-15	野口 勇
こ の 頁 の 小 計			980,000			
そ の 他 の 寄 附			30,000	→ ※ 下記注意(2)参照。		
合 計			14,699,790	→ ※ 数ページに及ぶ場合には、最後のページにのみ「合計」を記入すること。		

注意(1)本表は、政党(の支部)が使用するものである。

(2)年間5万円以下の寄附を受けた場合には、合算して「その他の寄附」欄に記載してもさしつかえない。

(3)寄附者が、政治資金規正法第22条の5第1項本文に規定する者であって同項ただし書きに規定する日本法人であるときは、備考欄に上場・外資50%超と記載すること。

(その13-1)

3. 支出項目別金額の内訳

(1) 支出の総括表													
項 目				金 額				本部又は支部に対して供与した交付金に係る支出				備 考	
1	経 常 経 費			十億	百万	千	円	十億	百万	千	円		
	(1)	人 件	費		1,015,000								
	(2)	光 熱 水	費		287,120								
	(3)	備 品 ・ 消 耗 品	費		1,976,635								
	(4)	事 務 所	費		5,610,839								
小 計 ((1)～(4))					8,889,594								
2	政 治 活 動 費			十億	百万	千	円	十億	百万	千	円		
	(1)	組 織 活 動	費		3,233,218								
	(2)	選 挙 関 係	費										
	(3)	機関紙誌の発行その他の事業費※			3,414,510								
	(内 訳)	ア	機関紙誌の発行事業費		542,960								
イ		宣伝事業費		2,871,550									
ウ		政治資金パーティー開催事業費											
エ		その他の事業費											
	(4)	調 査 研 究	費										
	(5)	寄 附 ・ 交 付	金		50,000					50,000			
	(6)	そ の 他 の 経	費										
小 計 ((1)～(6))					6,697,728			うち本部・支部間の交付金合計				50,000 円	
合 計					15,587,322			←1の小計と2の小計の合計を記載すること。					

注意 支出が存在する場合は、下表に従い必要書類を添付すること(詳細は表(その14)、(その15)の注意書きを参照。)

団体区分	個別に記載する金額	経常経費内訳書(その14)	政治活動費内訳書(その15)
国会議員関係政治団体	1件1万円を超える支出	必要	必要
上記以外の政治団体 (政党・資金管理団体・後援会等)	1件5万円以上の支出	不要 ※資金管理団体は必要	

本部又は支部に対して供与した交付金に係る支出がある場合は、(その16)を添付すること。

(その15)

↓ 該当する項目に必ず☑をすること

↓ 該当する分類を必ず記入すること

(3) 政治活動費の内訳	項目別区分	(該当する項目に☑)		項目別区分 小分類	(その13-2)注意事項のうち、項目 別区分(小分類)例を参考に記入	
		☒ 1 組織活動費 ☐ 2 選挙関係費 ☐ 3 機関紙誌の発行事業費 ☐ 4 宣伝事業費 ☐ 5 政治資金パーティー開催事業費	☐ 6 その他の事業費 ☐ 7 調査研究費 ☐ 8 寄附・交付金 ☐ 9 その他の経費		(交際費)	
支出の目的 ※具体的に記入すること。	金 額		年 月 日	支出を受けた者の氏名 (団体にあっては、その名称)	支出を受けた者の住所 (団体にあっては、主たる事務所の所在地)	備 考
	十億	百万	千	円		
この頁の小計						
その他の支出			3,233,218			
合 計			3,233,218			

- 注意 (1) ① 国会議員関係政治団体：1件当たりの金額が1万円超の支出について記載し、コピー機により複写した領収書の写しを添付すること。なお、国会議員関係政治団体はすべての領収書を保管すること
 ② ①以外の政治団体：1件当たりの金額が5万円以上の支出について記載し、コピー機により複写した領収書の写しを添付すること。
 なお、①・②に満たない支出の場合は、一括してその合計額を「その他の支出」欄に記載すること（領収書の写しも不要）
- (2) 「5 政治資金パーティー開催事業費」については、複数の政治資金パーティーを開催した場合、パーティーごとに別業とすること。
- (3) 領収書を徴し難かったものについては、「領収書等を徴し難かった支出の明細書」を提出すること。
- (4) 金融機関等への振込による支出は、「振込明細書に係る支出目的書」に振込明細書の写しを添付して提出すること。
- (5) 項目別区分は、総括表の項目を、適宜、小分類し、それぞれ別業として作成すること。

(その15)

↓ 該当する項目に必ず☑をすること

↓ 該当する分類を必ず記入すること

(3) 政治活動費の内訳	項目別区分	(該当する項目に☑)		項目別区分 小分類	(その13-2)注意事項のうち、項目 別区分(小分類)例を参考に記入 (材料費)		
		☐ 1 組織活動費 ☐ 2 選挙関係費 ☒ 3 機関紙誌の発行事業費 ☐ 4 宣伝事業費 ☐ 5 政治資金パーティー開催事業費	☐ 6 その他の事業費 ☐ 7 調査研究費 ☐ 8 寄附・交付金 ☐ 9 その他の経費				
支出の目的 ※具体的に記入すること。	金 額		年 月 日	支出を受けた者の氏名 (団体にあっては、その名称)	支出を受けた者の住所 (団体にあっては、主たる事務所の所在地)	備 考	
制作・材料代	十億	百万	千	円	R6. 9. 30	有限会社タコプランニング	千葉県香取市小見川168
こ の 頁 の 小 計			542, 960				
そ の 他 の 支 出							
合 計			542, 960				

- 注意 (1) ① 国会議員関係政治団体：1件当たりの金額が1万円超の支出について記載し、コピー機により複写した領収書の写しを添付すること。なお、国会議員関係政治団体はすべての領収書を保管すること
 ② ①以外の政治団体：1件当たりの金額が5万円以上の支出について記載し、コピー機により複写した領収書の写しを添付すること。
 なお、①・②に満たない支出の場合は、一括してその合計額を「その他の支出」欄に記載すること（領収書の写しも不要）
- (2) 「5 政治資金パーティー開催事業費」については、複数の政治資金パーティーを開催した場合、パーティーごとに別業とすること。
- (3) 領収書を徴し難かったものについては、「領収書等を徴し難かった支出の明細書」を提出すること。
- (4) 金融機関等への振込による支出は、「振込明細書に係る支出目的書」に振込明細書の写しを添付して提出すること。
- (5) 項目別区分は、総括表の項目を、適宜、小分類し、それぞれ別業として作成すること。

(その15)

↓ 該当する項目に必ず☑をすること

↓ 該当する分類を必ず記入すること

(3) 政治活動費の内訳	項目別区分	(該当する項目に☑)		項目別区分 小分類	(その13-2)注意事項のうち、項目 別区分(小分類)例を参考に記入			
		☐ 1 組織活動費 ☐ 2 選挙関係費 ☐ 3 機関紙誌の発行事業費 ☒ 4 宣伝事業費 ☐ 5 政治資金パーティー開催事業費	☐ 6 その他の事業費 ☐ 7 調査研究費 ☐ 8 寄附・交付金 ☐ 9 その他の経費		(宣伝事業費)			
支出の目的 ※具体的に記入すること。	金 額		年 月 日	支出を受けた者の氏名 (団体にあつては、その名称)	支出を受けた者の住所 (団体にあつては、主たる事務所の所在地)	備 考		
資料代	十億	百万	千	円	R6. 1. 24	有限会社タコプランニング	千葉県香取市小見川168	
			1, 738, 000					
資料代			825, 000		R6. 1. 30	有限会社タコプランニング	千葉県香取市小見川168	
看板代			308, 550		R6. 3. 15	有限会社タコプランニング	千葉県香取市小見川168	
こ の 頁 の 小 計			2, 871, 550					
そ の 他 の 支 出								
合 計			2, 871, 550					

- 注意 (1) ① 国会議員関係政治団体：1件当たりの金額が1万円超の支出について記載し、コピー機により複写した領収書の写しを添付すること。なお、国会議員関係政治団体はすべての領収書を保管すること
 ② ①以外の政治団体：1件当たりの金額が5万円以上の支出について記載し、コピー機により複写した領収書の写しを添付すること。
 なお、①・②に満たない支出の場合は、一括してその合計額を「その他の支出」欄に記載すること（領収書の写しも不要）
- (2) 「5 政治資金パーティー開催事業費」については、複数の政治資金パーティーを開催した場合、パーティーごとに別業とすること。
- (3) 領収書を徴し難かったものについては、「領収書等を徴し難かった支出の明細書」を提出すること。
- (4) 金融機関等への振込による支出は、「振込明細書に係る支出目的書」に振込明細書の写しを添付して提出すること。
- (5) 項目別区分は、総括表の項目を、適宜、小分類し、それぞれ別業として作成すること。

(その15)

↓ 該当する項目に必ず☑をすること

↓ 該当する分類を必ず記入すること

(3) 政治活動費の内訳	項目別区分	(該当する項目に☑)		項目別区分 小分類	(その13-2)注意事項のうち、項目 別区分(小分類)例を参考に記入	
		☐ 1 組織活動費 ☐ 2 選挙関係費 ☐ 3 機関紙誌の発行事業費 ☐ 4 宣伝事業費 ☐ 5 政治資金パーティー開催事業費	☐ 6 その他の事業費 ☐ 7 調査研究費 ☒ 8 寄附・交付金 ☐ 9 その他の経費		(寄付・交付金)	
支出の目的 ※具体的に記入すること。	金 額		年 月 日	支出を受けた者の氏名 (団体にあっては、その名称)	支出を受けた者の住所 (団体にあっては、主たる事務所の所在地)	備 考
	十億	百万	千	円		
この頁の小計						
その他の支出				50,000		
合 計				50,000		

- 注意 (1) ① 国会議員関係政治団体：1件当たりの金額が1万円超の支出について記載し、コピー機により複写した領収書の写しを添付すること。なお、国会議員関係政治団体はすべての領収書を保管すること
 ② ①以外の政治団体：1件当たりの金額が5万円以上の支出について記載し、コピー機により複写した領収書の写しを添付すること。
 なお、①・②に満たない支出の場合は、一括してその合計額を「その他の支出」欄に記載すること（領収書の写しも不要）
- (2) 「5 政治資金パーティー開催事業費」については、複数の政治資金パーティーを開催した場合、パーティーごとに別葉とすること。
- (3) 領収書を徴し難かったものについては、「領収書等を徴し難かった支出の明細書」を提出すること。
- (4) 金融機関等への振込による支出は、「振込明細書に係る支出目的書」に振込明細書の写しを添付して提出すること。
- (5) 項目別区分は、総括表の項目を、適宜、小分類し、それぞれ別葉として作成すること。

(その16)

(4) 本部又は支部に対して供与した交付金に係る支出の内訳								
支 出 項 目	金 額				年 月 日	交付金の供与を受けた 本部又は支部の名称	主たる事務所の所在地	備 考
	十億	百万	千	円				
交付金			30,000		R6. 10. 15	自由民主党千葉県第一選挙区支部	千葉県千葉市中央区中央4-13-31 高嶋ビル101	
交付金			20,000		R6. 10. 19	自由民主党千葉県成田市第一支部	千葉県成田市東町155-3	
この頁の小計			50,000					
合 計			50,000					

(その17)

資 産 等 の 状 況

全団体必要

1 資産等の総括表

資 産 等 の 有 無			
資 産 等 の 項 目 別 区 分	有	無	備 考
ア 土 地	☐	☒	
イ 建 物	☐	☒	
ウ 建物の所有を目的とする地上権又は土地の賃借権	☐	☒	
エ 取得の価額が100万円を超える動産	☐	☒	
オ 預金（普通預金及び当座預金を除く。） 又は貯金（普通貯金を除く。）	☐	☒	
カ 金 銭 信 託	☐	☒	
キ 有 価 証 券	☐	☒	
ク 出 資 に よ る 権 利	☐	☒	
ケ 貸付先ごとの残高が100万円を超える貸付金	☐	☒	
コ 支払われた金額が100万円を超える敷金	☐	☒	
サ 取得の価額が100万円を超える施設の利用に関する権利	☐	☒	
シ 借入先ごとの残高が100万円を超える借入金	☐	☒	

注意(1)すべての団体が提出するものであること。

(2)団体としての資産等について記載するものであり、全ての項目について有・無のいずれかに「✓」を付すこと。

(3)「有」欄に✓を付けた資産等については、その内訳を表(その18)に記載すること。

全団体必要

(その20)

全団体必要

宣 誓 書

添 付 書 類 (別添のとおり)

- ☒ 領収書等の写し
- ☐ 監査意見書 (政党及び政治資金団体に限る。)
- ☐ 政治資金監査報告書 (国会議員関係政治団体に限る。)

この報告書は、政治資金規正法に従って作成したものであって、真実に相違ありません。

令和 7 年 3 月 7 日

政治団体の名称 自由民主党千葉県千葉市中央区第一支部

会計責任者の氏名 関谷 政幸



(以下は解散届提出時のみ記入)

(代 表 者 の 氏 名

印)

※解散の場合は、解散届も必要となります。

全団体必要